

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件の一部を改正する件（案）」 について（概要）

1. 改正の趣旨

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）において基準又は規格が定められた食品又は添加物については、同条第 2 項の規定により、その基準又は規格に合わなければ販売、保存等を行ってはならないこととされている。

本年 7 月 13 日に告示した食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 269 号）においては、清涼飲料水の成分規格を見直すとともに、所要の経過措置を設けているところ、ミネラルウォーター類については、賞味期限が長期にわたり、かつ、当該賞味期限を前提に防災物資として備蓄されている等の状況があることから、更に経過措置を延長することとする。

2. 改正の概要

ミネラルウォーター類のうちアンチモン、ヒ素、マンガン、亜硝酸性窒素及びホウ素の成分規格については、告示の日から六月以内に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができることとする。